

## 令和元年度新宿区外部評価委員会第1部会 第2回会議概要

### <開催日>

令和元年7月3日(火)

### <場所>

本庁舎6階 第3委員会室

### <出席者>

外部評価委員(4名)

星卓志、板本由恵、齋藤朗、野澤秀雄

事務局(3名)

金子行政管理課長、池田主査、原田主任

### <説明者>

危機管理課長、地域防災担当副参事、安全・安心対策担当副参事、防火防災対策担当副参事、地域福祉課長、健康政策課長、土木管理課長、衛生課職員

### <開会>

#### 【部会長】

皆さん、おはようございます。ただいまから令和元年度第2回新宿区外部評価委員会第1部会を開催します。外部評価の実施に当たり、お手元の次第のとおりヒアリングを実施します。

本日は総務部、福祉部、健康部、みどり土木部の皆様に出席いただいています。外部評価委員会は、テーマごとに委員会を三つの部会に分けており、この第1部会のテーマは「まちづくり、環境、みどり」です。私は、外部評価委員会第1部会長の星です。部会の委員は、板本委員、齋藤委員、野澤委員です。

個別施策Ⅱ-2「災害に強い体制づくり」について、個別施策を構成する個々の計画事業と経常事業を中心に2時間程度ヒアリングを行います。

はじめの30分程度で、計画事業54「多様な主体との連携による多世代への防災意識の普及啓発」、計画事業55「女性の視点を踏まえた配慮を要する方への避難所運営体制の充実」、計画事業56「福祉避難所の充実と体制強化」、計画事業57「災害用備蓄物資の充実」、計画事業58「災害医療体制の充実」、計画事業59「マンション防災対策の充実」の6事業を、経常事業は主な事業を、評価や取組内容、取組方針など内部評価シートの内容と、令和元年度の進捗状況もあわせてご説明いただきます。

その後、残りの時間で各委員からの質問を行います。質問が終了しなかった場合などは、追

加で文書による質問をさせていただく場合もあります。

それでは、説明をお願いします。

#### <事業説明>

計画事業54「多様な主体との連携による多世代への防災意識の普及啓発」

(説明者：地域防災担当副参事)

計画事業55「女性の視点を踏まえた配慮を要する方への避難所運営体制の充実」

(説明者：地域防災担当副参事)

計画事業56「福祉避難所の充実と体制強化」(説明者：地域福祉課長)

計画事業57「災害用備蓄物資の充実」(説明者：地域防災担当副参事)

計画事業58「災害医療体制の充実」(説明者：健康政策課長)

計画事業59「マンション防災対策の充実」(説明者：地域防災担当副参事)

経常事業356「職員応急態勢の整備」(説明者：危機管理課長)

経常事業358「職員防災住宅の維持管理」(説明者：危機管理課長)

経常事業359「地域の初期消火体制等の確立」(説明者：危機管理課長)

経常事業360「災害時要援護者対策の推進」(説明者：危機管理課長)

経常事業361「家具類転倒防止対策の推進」(説明者：危機管理課長)

経常事業362「感震ブレーカーの普及」(説明者：危機管理課長)

経常事業363「地域防災コミュニティの育成」(説明者：危機管理課長)

経常事業364「防災思想の普及」(説明者：危機管理課長)

経常事業365「災害訓練等の実施」(説明者：危機管理課長)

経常事業367「災害情報システムの運用」(説明者：危機管理課長)

経常事業369「消防団活動への振興助成」(説明者：危機管理課長)

経常事業370「事業所と地域の連携推進」(説明者：危機管理課長)

経常事業371「ペット防災対策事業」(説明者：衛生課職員)

経常事業372「土木職員への救命技能(普通)訓練」(説明者：土木管理課長)

#### 【部会長】

ありがとうございました。

それでは、質問に入らせていただきます。まず、第1回新宿区外部評価委員会第1部会において質問があった内容について、事前にお知らせしていると思いますので、説明いただければと思います。

#### 【危機管理課長】

一つ目に、区としての災害時や緊急時の体制、対応はどのようになっているかという質問についてです。災害対策基本法に基づいて、国、都道府県、市区町村等で防災計画を作成することになっています。その中で段階ごとに予防、応急活動、復旧・復興などの体制についても定

めています。また、新宿区災害対策本部条例の中で、発災時の組織的な体制や各部署の業務内容を定めています。加えて、新宿区事業継続計画（BCP計画）というものもあります。発災から一定期間における非常時優先業務や限られた人員・物資等の資源の有効活用なども計画の中に定めています。さらに、令和元年度には、他自治体からの応援職員や支援物資等を効果的に活用するため新宿区受援応援計画を策定する予定です。

各災対部においては、毎年、応急活動マニュアルに基づいて訓練、研修を実施し、PDCAサイクルに基づいて見直し等を行うとともに、全庁的な災対本部訓練も強化し実施しています。このような形で、災害時等の体制、対応に取り組んでいるところです。

二つ目に、区役所のほかに新宿区防災センターが整備されているが、2か所とも機能しなくなった場合に備えて、地域ごと（特別出張所など）より分散できる体制が必要ではないかという質問についてです。新宿区役所本庁舎は、昭和55年の耐震診断において総合的に耐震性能があるとされてきましたが、東日本大震災の際に窓ガラス100か所以上にひび割れが起きました。より高度な耐震性能が求められることから、改めて耐震診断を実施した結果、場所によってはI s値0.2というところも発見されました。国土交通省の基準ではI s値0.6以上を確保せよとなっているため、免震・耐震工事を実施し、現在は震度7の地震に耐え得る構造になっています。これらのことから、新宿区役所本庁舎の機能が停止してしまう、使えなくなってしまうということは想定していません。また、新宿区防災センターについても、バックアップ施設として耐震性が確保されています。

北海道胆振東部地震では停電ということも指摘されました。そのため、新宿区役所本庁舎と新宿区防災センターの非常用発電は、72時間対応できるようになっています。また、石油協会と協定を締結しており、公の施設については優先的に石油、ガソリン等の供給を受けられることとなっています。現時点では、区役所本庁舎及び新宿区防災センターの機能が停止して使えなくなるということは想定していません。

三つ目に、新宿区防災センターの開設時間が短いのではないかという質問についてです。新宿区防災センターは、平成18年4月に開設した施設であり、開設当初は区民等の防災啓発を行う施設として位置付けていました。見学者を受け入れ、様々な体験してもらう、見てもらうという施設であったため、9時から16時という時間設定をしたという経緯があります。しかし、これまでに災害を経験し、警戒を踏まえて、活動拠点としてしっかりと位置付けていかなくてはならないということで、現在は新宿区役所本庁舎と同じく、災害時は活動拠点としているところです。

四つ目に、災害時の新宿区防災センターでの体制はどのようになっているかという質問についてです。新宿区防災センターには、東京消防庁のOB職員を3名、非常勤として配備しており、様々な防災の相談や出前授業、施設の維持管理等を行っています。危機管理課の係長を施設長として当てており、定期的に新宿区防災センターに出向き施設の維持管理や職員とのヒアリングを実施しています。

五つ目に、基本政策「高度防災都市化」とはどのような概念かという質問についてです。高度

防災都市は、国土交通省や東京都がハード面の整備でよく使用する言葉ではありますが、新宿区としては、ハード面とソフト面の両面から総合的に防災対策を進めていくという考えです。

具体的には、まず、インフラ機能の強化です。建物の耐震化、木造密集地域の解消、再開発事業の推進、または道路の拡幅、無電柱化、ライフライン等の整備など、事業者との連携が必要な部分があります。また、内部体制の強化という点については、災害発生時の応急体制を強化するため訓練等も実施しています。さらに、防災に最も大切なことは、自助・共助です。区民、事業者等に対して様々な取組を行っています。例えば、家具転倒防止事業や防災区民組織の支援、出前事業、防災イベントによる啓発、新宿駅周辺防災対策協議会における事業者との連携、物資の備蓄、災害情報システムの構築など、多様な観点から防災対策を総合的に進めていくということが高度防災都市化であると位置付けています。

六つ目に、在勤、在学、来街者などの帰宅困難者対策について具体的に教えてほしいという質問についてです。東日本大震災の際には、新宿駅周辺が大混雑しました。また、幹線道路を歩いて帰る人たちが車道まで広がり、緊急自動車が通れなかったということもあります。このようなことを踏まえ、平成25年4月に都が東京都帰宅困難者対策条例を施行しました。この条例の最も重要な点は、一斉帰宅の抑制です。地震が起こっても、施設の安全を確保した上で従業員を事業所内に留まらせるというものです。そのために備蓄の整備を行い、余力がある場合は、発災時に行き場のない人たちを守るという原則となっています。

これを踏まえ、新宿駅周辺防災対策協議会では、共助の力をどのように広げていくのかということを検討しました。例えば、アルタビジョンやユニカビジョンなどの大型ビジョン、デジタルサイネージに「新宿ルール」の指針という形で定期的にアニメ映像を流しています。発災した際に慌てて行動せず、現在いる場所が安全であれば留まりましょう、危険な場合は、新宿駅西口では新宿中央公園に、新宿駅東口では新宿御苑に行きましょう、という内容の映像を流しています。さらに、駅の事業者に協力を求め、駅の構内等にポスターを張っています。このような形で、在勤、在学、来街者への周知啓発を実施しています。

**【部会長】**

ありがとうございます。

では、今の説明に関連して何か質問がある方はいますか。

**【委員】**

発災時には、非常参集ということで職員が参集することになると思いますが、実際の発災時に参集できる職員というのは、現実的にあまり多くないのではないのでしょうか。新宿区の場合、新宿区内に住んでいる、防災住宅に住んでいるなどであれば参集できると思いますが、他区や都外にいて実際に参集できないということもあると思います。そうすると、組織の体制は決まっていますが、マンパワーという面で難しい部分があるのではないかと思います。新宿区には都庁がありますので、そのような場合の都との連携や都庁からの職員の派遣ということは考えていないのでしょうか。

**【危機管理課長】**

先程、BCP計画の話をしていただきました。この計画において非常時優先業務、通常業務における生命にかかわる業務は何かということ各部で精査しています。その中で参集予測も出しています。新宿区は、常勤、非常勤職員合わせて約2,900名の職員がいます。その職員が非常配備体制、災害対策要員に指定されています。約2,900人の職員の区内在住率は10%程度です。そのため、約9割の職員が区外または都外に住んでいます。このような状況から、BCP計画においては12時間以内に参集できる職員数は約4割の1,000名と予測しています。必要な職員数についてもBCP計画の中で推計していますが、やはり急性期においても、1,500名から2,000名近く必要とされています。

都との連携という提案をいただきましたが、都道府県、市区町村にはそれぞれ役割が決まっているため、難しいです。しかし、災害対策本部が設置されると、都の職員のLO（リエゾン）が来て情報の共有を図ります。もちろん、消防、警察、自衛隊も来ます。そのように情報共有をした上で災害対策本部を運営していきます。本来であれば1,500名の職員が必要な場合に800名しかいないとしても、その中で何を優先してやらなければいけないのか、そのようなことを決めていく役割として災害対策本部があると考えていますので、都とは情報の交換、共有という形での連携はありますが、発災時に都の職員を派遣してもらうことは現在考えていません。

また、区職員による参集訓練については、勤務の都合等もあり、いつ実施するのか、土日の実施とするのか、その場合の職務をどのように考えるのか、全職員を対象にするのかなど、様々な問題があります。過去には、平成25年に一つ前の駅で降りて職場まで歩いてきましょうという参集訓練を実施しています。ご意見は参考とさせていただきます、BCP計画の実効性を高めていくためにはどうすればいいのかということについては、しっかり検討していきたいと思えます。

#### 【部会長】

ありがとうございます。

はじめに、計画事業54「多様な主体との連携による多世代への防災意識の普及啓発」について、私から質問をさせていただきます。

本事業は、地域防災の担い手の育成ということが一つの柱になっていると思いますが、どのような状態になったら地域防災の担い手になったと言えるのでしょうか。例えば、防災イベントに参加したら地域防災の担い手と言えるのか、あるいは、実際の災害時にこのようなことを担ってもらうということがあるのか、教えていただければと思います。

#### 【地域防災担当副参事】

将来の地域防災の担い手になっていただく素地を作ることができれば、地域防災の担い手の育成にはなるのではないかと考えます。実際の避難所の運営を担ってもらうとなると、避難所運営管理協議会との結びつきなどをしっかり構築していく必要がありますが、その点はまだまだ難しい面があります。発災時は、都のボランティアセンターからボランティアが派遣される仕組みになっています。ボランティアの方たちを実際にどのように地域防災につないでいくのか、

今検討しているところではありますので、実際の体制と関連して地域防災の担い手を育成することは、現在は難しいところです。

**【危機管理課長】**

そもそも防災対策がなぜ進まないのかという話につながるものでもあります。防災対策は、実際に災害が起こらないと検証ができません。そのため、イベントやワークショップを通して動機付け、意識付けをしています。実際に災害が起きた際に、その人たちが学んだ経験をいかして、ボランティアとして避難所運営に協力する、地域に協力するということがあって初めて地域防災の担い手につながったということが分かります。

平時においての検証は難しい面があります。担い手として登録制にすれば良いのかという議論もありますが、義務を課すと進まないということもあります。大学、高校、中学等に出向き、なるべく多くの機会を捉えて動機付けをしているところです。熊本地震では、東海大学の学生が避難所運営を支援したという報告もされていますので、そのような若い力も活用していければと考えています。

**【部会長】**

意識啓発が主たる事業であるということでしょうか。

**【危機管理課長】**

まずはそう考えています。

**【部会長】**

分かりました。

計画事業評価シートの「総合評価」欄に「新たな担い手の育成が図れたことから、計画どおりと評価します。」という文章がありますが、今の説明だと誤解を生むのではないかと思います。意識啓発が非常に重要だということは、私もそのとおりだと思いますし、その意識啓発を地道に行わなくてはいけないと思います。そのため、担い手の育成が図れたという評価は、しなくても良いのではないかと感じました。

ほかにいかがでしょうか。

では次に、計画事業55「女性の視点を踏まえた配慮を要する方への避難所運営体制の充実」について質問をお願いします。

こちらも私から質問させていただきます。「女性をはじめ配慮を要する方」の範囲を教えてください。

**【地域防災担当副参事】**

「女性をはじめ配慮を要する方」の範囲についてです。障害者の方、高齢者のうち障害はないけれど身体があまり動かない方、また、外国人住民のうち日本語のできない方というのも考えられますが、全て要配慮者に入れて良いのかどうかという問題はあります。そのほか、例えば、身体的な障害だけではなく、自閉症など精神的な障害のある方も要配慮者の範囲に入ると考えます。

**【部会長】**

本事業の対象者としては、女性が圧倒的に多いということですね。

**【委員】**

計画事業評価シートの「総合評価」欄に「多様な視点から要配慮者支援について検討した」という記載がありますが、検討内容を具体的に教えてください。

**【地域防災担当副参事】**

例えば、トイレ一つにしても、避難所のどこにトイレを設置するかという問題があります。また、避難所を運営していく中で、日中だけではなく夜間に使用する場合、女性だけで行くことが難しいところもあります。学校の中にあるトイレについても、学校の建物自体が大丈夫であれば、トイレを流すことはできなくても簡易トイレを使うことができる場合もあります。実際に使う際には、臭いなどいろいろな問題が出てきます。それらをどのように処理するのか、様々な課題が出てくることになります。

特に、女性の視点で考えた場合には、やはり男女の別をどのようにしていくのかという意見になります。平成30年度はそのような視点から検討を進めましたが、令和元年度については、障害者の視点から検討を進めていきます。障害者の方のトイレの使用に当たっては、また様々な課題が出てくると思いますので、その点について十分検討していきたいと考えています。

**【委員】**

女性の視点、障害者の視点とのことですが、当事者の方たちの意見をきちんと聞いて検討を進めない、ワークショップを開いても配慮を要する方ではない人たちの意見となってしまつては、細かなところまで配慮できないと思います。ワークショップの女性の参加者、配慮を要する方の参加者の割合はどのくらいあるのでしょうか。

**【地域防災担当副参事】**

女性の方の参加が約9割となっています。その中でご意見をいただいていますので、女性の視点に立ったご意見はきちんと得られていると考えます。

令和元年度は、障害者の方の視点から検討するというので、障害者の団体を通じて当事者の方にワークショップの参加をお願いしているところです。その中できちんとご意見を聞いて検討を進めていきたいと思っています。

**【部会長】**

「第一次実行計画（平成30（2018）年度～平成32（2020）年度）」の58ページ「29（2017）年度末の現況（予定）」欄に「避難所の運営管理マニュアルの見直し 43運営協議会」と記載があります。平成29年度末の時点で、既に、配慮を要する方への避難所運営体制についての検討がされており、避難所運営管理マニュアルもあるということだと思います。現在も引き続き事業として実施しているのは、更にバージョンアップするという理解で良いのでしょうか。

**【地域防災担当副参事】**

避難所運営管理マニュアルを改定しても、実際に避難所を運営するのは、例えば、民生委員、防災区民組織、避難所運営管理協議会の女性・子ども部等の人です。そのような方により一層意識を持っていただくために、平成30年度から女性をはじめ配慮を要する方の視点でのワーク

ショップを実施しています。

**【危機管理課長】**

東日本大震災を受けて、女性、高齢者、障害者の避難所における特有の課題を抱えての生活や性被害の発生など、様々な報告がされています。そこで、一つの避難所運営管理協議会に協力していただき工学院大学と連携しながら女子会を実施し、女性を集めて避難所運営はどうあるべきかという検討をしました。それを発展させる形で、平成29年度に避難所運営管理協議会の女性・子ども部を設置しました。

現在は、子どもを地域で育てましょう、高齢者を地域で支援しましょうという流れです。この女性の視点を踏まえた配慮を要する方への支援についても、地域全体でいろいろな人たちがいて、いろいろな考え方がある中で、それらを踏まえて災害時の要配慮者を支援していく、そのような形で拡充をしているところです。そのため、避難所単位で検討してきたものを特別出張所単位に広げてきています。災害発災時はマンパワーによる共助の力が非常に重要になりますので、地域防災の意識を持ってもらい、民生委員、障害当事者、外国人の方が持っている力を発揮していただき、それらを全部つなげていくということが現在取り組んでいる事業の狙いです。

**【部会長】**

ありがとうございます。

では、よろしいですか。

次に、計画事業56「福祉避難所の充実と体制強化」についての質問をお願いします。

**【委員】**

区内の福祉避難所は81か所あるということですが、運営について、区が関わっているところと各事業者が行っているところの比率を教えてください。

**【地域福祉課長】**

81か所の福祉避難所のうち、民間施設（福祉施設）は、18か所あります。そのほかは、例えば、区の施設である児童館、子ども家庭支援センター、高齢者施設、障害者施設なども福祉避難所として位置付けています。福祉避難所の中には、指定管理者に運営委託しているところも多くありますが、民間施設については、現在18所と協定を結んでいます。

**【委員】**

要配慮者と災害時要援護者の定義を教えてください。

**【地域福祉課長】**

要配慮者は、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、外国人等となります。災害時要援護者は、介護保険の要介護認定が3以上の方、障害者手帳2級以上の方、愛の手帳2度の方など、身体などの問題により自分で動きにくい方、支援を要する方です。

また、災害時要援護者名簿というものを区では作成しています。こちらはご自身で登録していただくものになりますが、障害のある方に限らず、75歳以上で独居の方、災害時に何かしらの支援をしてほしいと手を挙げた方など、幅広い方を対象としています。



### 【危機管理課長】

補足ですが、今説明があった災害時要援護者名簿は、区が独自に手挙げ方式で作成している名簿です。そのほかに、災害対策基本法の改正を受けて、各自治体では、避難行動要支援者名簿を作成しています。こちらは機械的に登録をするものです。用語については、法律で要支援者という言葉がある一方で、区独自で、要配慮者、要援護者という言い方をしてきたという経緯があります。対象となる方は、高齢者、障害者など大きく変わりませんが、根拠となっているものが異なるという点もあります。

### 【部会長】

福祉避難所は二次避難所ですので、まずは一次避難所に避難していただき、そこから必要な方が福祉避難所へ移るといった流れになるかと思えます。その、福祉避難所へ移るといった判断は誰がするのか、また、その移送は誰がどのように行うのでしょうか。

また、「要配慮者防災行動マニュアル いざ大地震に備えて」に記載されている二次避難所（福祉避難所）一覧を見ると、公共施設、児童館など、地域の様々な施設が福祉避難所に指定されていますが、災害時に迅速に福祉避難所を開設することやその運営は大変なものではないかと思えます。その辺の体制というのはどの程度整っているのでしょうか。

### 【地域福祉課長】

まず、一次避難所から二次避難所へ移る場合は誰が判断するのかという質問についてです。これは、区が判断します。基本的には、障害者でも高齢者でもまずは一次避難所に避難していただきます。もちろん自宅が健全であれば自宅で生活を続けることになります。一次避難所において、二次避難所に避難する人を区が判断します。

また、二次避難所は自動的に開設するものではありません。施設においては、各施設の入所者への対応を優先して行わなくてはなりません。施設が健全かどうか、災害を受けていないかどうか、職員がどの程度残っているかなどの情報を区で集約し、区から施設に福祉避難所の開設をお願いするという流れになります。区内に福祉避難所は81か所ありますが、発災時には相当な情報収集の上で、実際に何人受けられるのかを検討し、開設します。また、施設によって特色がありますので、障害者だけ受け入れられる、高齢者だけ受け入れられるということもあります。地域特性や各避難所にどのような方がいるのかということも踏まえた上で、福祉避難所へ移っていただくことになります。

各福祉避難所の収容人数と福祉避難所への移送が必要な方の人数とのギャップがあった場合、どの方を優先するのかということについては、かなり問題となっています。様々な団体の意見も聞く中では難しい面もありますが、ある程度、現場が困らないようなマニュアルづくりをしていくつもりです。しかし、マニュアルという形で画一的に決めていくことができない点もあると思いますので、運営等については現場の判断も多く必要になるのではないかと思います。

もう一つ難しい問題として、移送の問題があります。障害者団体とヒアリングした際には、一次避難所から二次避難所への移送というより、まず避難所にどのように移送するのかということが問題視されています。公共で全て移送ということは、恐らく不可能です。救急車や消防

車は、実際のところは期待できませんし、担架についても限界があります。そのため、現実性から見ていくと、地域の力を借りて移送するしかないと思っています。

同様に、一次避難所から二次避難所への移送についても、必ずしも近隣にあるわけではないので、やはりマンパワーを借りていかないといけないと考えています。

#### 【危機管理課長】

まず、一次避難所に避難していただき、必要に応じて二次避難所に移送します。二次避難所の開設は、態勢が整い次第、順次開設していくこととなります。

一次避難所は、町会・自治会を中心とした組織である避難所運営管理協議会が毎年訓練を行っています。東日本大震災以降、避難所運営管理協議会の方たちが、震度5弱の地震が起きたら自動的に参集し、一次避難所を開設するというルールとなっています。発災日時がいつなのかにもよりますが、我々職員が勤務している時間帯であれば、本庁舎の職員を約100名程度、各特別出張所に派遣し、避難所運営の支援に入ります。そこで、要配慮者がいた場合に、どのようにして二次避難所へ移送するのかという問題となります。まず一つは、グリーンキャブというタクシー会社と災害協定を結んでいます。その協定では、移送の際にも車両を貸してくれることとなっています。もう一つは、個人タクシー協会と協定を結んでいます。この協定においても、災害時、人を動かすときに車両を貸してくれる、ドライバーが出てきてくれることとなっています。それらを活用し、安全確保をしながら移送していくということが考えられます。車両等が使えないような状況であれば、車椅子、場合によってはリヤカーも備蓄していますので、毛布を敷いたりして、人の力で移送していくことになるかと思えます。

過去には、小学校から特別養護老人ホームかしわ苑に、車椅子に乗った人、区職員、警察、消防が連携して、実際に移送して、二次避難所で受け入れをするという訓練も実施しました。そのような訓練を実施しながら、どのような課題があるのか、どのようなことができるのかということを検証し、実効性を高めていくということが必要であると考えています。

#### 【部会長】

福祉避難所には、様々なタイプの施設があると思いますが、そのケアの水準というのは一次避難所よりも確実に良いものなのでしょうか。

#### 【地域福祉課長】

理念的には、一次避難所でケアできない方が行くところが二次避難所、福祉避難所ですので、ケアの水準は、施設に応じてその特性に応じたケアを持っているということになります。分布でいうと、高齢者の施設が57所、障害者の施設が8所、乳幼児・妊婦の施設が15所となっており、圧倒的に高齢者の施設の福祉避難所が多くなっています。例えば、高齢者の施設と言っても特別養護老人ホームや介護老人保健施設などもありますので、一定の備蓄品やケアのテクニックは持っています。災害時に、平時と同じようなケアをできるのかということ、まず入所者のケアを優先して行わなければいけない部分もあります。しかし、二次避難所として開設する以上は、一定の水準でケアできるということを確認できた上で移送するという事も含めています。そうではない状況の場合は移送の判断はできませんので、ケア水準は、一定のケアができ

ると判断しているところです。

**【部会長】**

ありがとうございます。

次に、計画事業57「災害用備蓄物資の充実」についての質問をお願いします。

**【委員】**

現在、環境面からは食品ロスということが問題となっています。備蓄用の食糧についても、賞味期限を過ぎて余ったものについては廃棄することとなると思います。備蓄物資の品目や数量等については見直しを行っているとのことですが、食品ロスという観点からの数量の見直しというのは考えていただけるのですか。

**【地域防災担当副参事】**

備蓄物資の見直しについては、基本的には人口変動に対応する形で見直しを行っています。例えば、子どもの人口が増加するというのであれば、その分の数量を増やしていくことになります。ご質問いただいた食品ロスの観点から数量を見直すということは、現在取り組んでいませんが、食糧不足に対して世界的に援助を行っている団体があり、賞味期限がおおむね半年ぐらい前の食糧であれば引き取っていただけるということもありますので、賞味期限を迎える半年前から短くても3か月ぐらい前に更新を行い、食品ロスを減らしていきたいと考えています。

**【委員】**

備蓄物資の中に、期限のあるものはどの程度あるのでしょうか。

**【地域防災担当副参事】**

基本的には、食糧や燃料は期限がついているものがほとんどです。例えば、水、食糧、オイル、ガソリンなどに品質保証期限がついています。

**【委員】**

備蓄物資の品目によって、期限の何か月前に更新するということを決めているのでしょうか。

**【地域防災担当副参事】**

おおむね半年前に更新を行っています。また、平成30年度より賞味期限を迎えるおかゆ缶詰等の区民への配布を行っています。そこで出た課題も踏まえて、更新の時期については検討していきたいと考えています。

**【部会長】**

備蓄している食糧について、アレルギーに関する対応はしていますか。

**【地域防災担当副参事】**

粉ミルクについては、アレルギーの対応のものもあわせて備蓄をしています。

アルファ化米についても、具材を入れないで対応することで一定のアレルギーには対応できるようになっています。

**【危機管理課長】**

これまでの地震の経験から、アレルギー対応という考えが出できました。厚生労働省が定め

る食物アレルギー特定原材料等27品目というものがありますが、それを除くリゾットを、一定量、各避難所に現在配備しています。更新期間は5年ですので、更新時期が来たら更新します。外国人の方などで肉が食べられない等の様々な問題への対応には至っていませんが、粉ミルクや一般の食糧についてのアレルギー対応はできています。

**【委員】**

賞味期限が近くなった食糧について、事業者に買い取ってもらおうということは考えていないのでしょうか。

**【危機管理課長】**

一番良いのは、区民の皆さんの税金で買ったものを無駄にしないということです。その場合、区民に還元する、もしくは、引き取ってもらい、もう一度そこで利用してもらおうということが考えられます。区民へお配りするとしても、アルファ化米は1箱50食となっているので、個人宅で引き取るのは難しいということもあります。

過去に、都がモデル事業として、自治体の備蓄物資を一度事業者に取り上げてもらいそれを再利用するという取組を実施しましたが、需要と供給のバランスでうまくいかず、事業が継続できなかったという事例があります。市場では需要があり必要としている人がいても、そこにうまく提供する仕組みが構築されていないという実態があります。

**【委員】**

特別出張所などの利用客が多い施設において、あらかじめ周知した上で、備蓄食糧を区民に無料配布するということはできないのでしょうか。

**【地域防災担当副参事】**

賞味期限を迎える食糧を区民に配布するに当たっては、防災の普及ということを踏まえて行いたいという考えがあります。また、ご自由にお取りくださいという形での配布となると、区民全体で約34万人がいる中で、どのようにして平等を保つのかという問題もあります。そのため、何かしらのイベント等に参加した方や自主防災訓練に参加した方、あるいは、学校の給食調理などに活用してもらい形で、まずは考えていきたいと思えます。または、先ほど説明しました食糧不足に対して世界的に援助を行っている団体にある程度まとめて引き取ってもらおうということも考えられます。いただいたご意見も踏まえながら、今後検討していきたいと思えます。

**【部会長】**

よろしいでしょうか。

次に、計画事業58「災害医療体制の充実」についての質問をお願いします。

**【委員】**

災害現場でトリアージということが頻繁に言われています。このトリアージタグをつける人というのは医者なのでしょうか。トリアージタグをつける人と治療に当たる人の見分けをきちんとつけないと、混乱が生じてしまうのではないのでしょうか。

**【健康政策課長】**

トリアージタグをつける人については、必ずしも医者でなくてはいけないということではありません。医療救護所には、医師、区職員、看護師、薬剤師等で構成された医療救護班がいます。医師がトリアージタグをつける余裕があれば医師が行いますが、医師が応急処置等で手が回らない場合は、職員等がトリアージタグとつける場合もあります。トリアージについては、医療救護班と見分けがつくように腕章をした上で、医療救護班が対応することとなっていますので、混乱等は起きないと考えています。

**【部会長】**

ほかにいかがでしょうか。

次に、計画事業59「マンション防災対策の充実」についての質問をお願いします。

では、私から質問させていただきますが、基本的には分譲マンションを対象としています。全体として、区内には何棟の分譲マンションがあり、そのうち自主防災組織を立ち上げているのはどれくらいあるのでしょうか。

**【地域防災担当副参事】**

区内にはマンションが約4,000棟あります。そのうち、分譲マンションと賃貸マンションは半々の約2,000棟ずつになります。自主防災組織の結成については、届出等が何も定められていないもので、自主防災組織の数は把握はできていないところです。

**【部会長】**

「中高層マンションの防災対策マニュアル マンション防災はじめの一步」を見ると自主防災組織の結成についてかなり強調されていますが、届出を求めているということは、行政と自主防災組織とで何か連携関係をつくるものではないということでしょうか。

**【地域防災担当副参事】**

令和元年度から実施する自主防災組織への防災資機材の助成によって、申請があった組織については把握できますが、あくまでも一部の自主防災組織となります。全体的な自主防災組織の件数の把握はできていません。

平成31年3月に制定された東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例の中で、令和2年4月より管理組合による管理状況の届出制度が開始される予定です。その中で、自主防災組織の結成状況等も入ってくるかもしれませんので、ある程度の把握はできるのではないかと考えているところです。

**【部会長】**

自主防災組織を結成すると居住者の名簿の提供を受けられるのでしょうか。

**【地域防災担当副参事】**

自主防災組織の名簿の作成については、個人情報保護の関係もありますので、組織の結成時や組織の活動の決定時に、本人同意の下、個人情報を提供し名簿を作成するという形で行っているのではないかと思います。

**【部会長】**

例えば、自主防災組織の結成に当たり、災害対策のために要配慮者を把握する必要があるの

で、本人同意がなくても個人情報の提供が受けられるような仕組みはないのでしょうか。

**【危機管理課長】**

先程もご説明させていただきましたが、区で作成している名簿として、災害時要援護者名簿と避難行動要支援者名簿の二種類があります。災害時要援護者名簿については、本人の申請に基づき、区が独自に作成しているものです。これは警察や消防、民生委員等に配布しています。避難行動要支援者名簿については、災害対策基本法に基づき各自治体が作成し、保管します。災害が発生した際には、警察、消防等に名簿を提供し、安否確認を行います。

災害時要援護者名簿についても、個人情報保護の関係で取り扱いが厳しくなっている面もあります。しかし、国において、災害対策基本法の中で、災害発生時において名簿を開示する必要があるのではないかという議論があり、災害時に限っては、組織の長が名簿を地域の方に広げていくことで、マンパワーを使って安否確認や救助を行うよう変わってきているところです。

これらの名簿と本事業におけるマンションの名簿は、異なるものではないかと思えます。

**【部会長】**

そうすると、自主防災組織が結成されたとしても、マンションにどのような方が居住しているのかという情報を把握するのは管理組合ということになるのでしょうか。

**【地域防災担当副参事】**

マンションの管理組合が母体となって自主防災組織を結成するのによっても異なってくるかと思えます。そのような点についても、マンション自主防災組織への防災資材の助成制度を実施していく中で把握していきたいと考えます。

**【委員】**

マンションには防火管理者を一人置いて、防災訓練を行わなくてはいけないことになってきたと思うのですが。

**【防火防災担当副参事】**

収容人員数が50人以上のマンションについては、防火管理者を置いて、年に一回、訓練をしなくてはいけないことになっています。

**【地域防災担当副参事】**

防火管理者等については、消防法の中で定められているものですが、自主防災組織については法律で定められているものではありません。自主防災組織を結成することでマンション独自の共助の力を高めていき、地域の防災力を高めていく狙いで実施している区の独自事業であるにご理解いただければと思います。

**【部会長】**

自主防災組織については非常に重要であると考えますし、結成を促進することにより、自助・共助の力が高まることとなりますので、良い取組であると思います。

ご説明の中で自主防災組織に対する防災資機材助成の話がありましたが、それ以外に自主防災組織を結成するインセンティブは何かあるのでしょうか。

**【地域防災担当副参事】**

マンションにおいて管理組合自体が必ずしもきちんと機能していない中で、自主防災組織の結成につなげていくことが難しい状況です。23区では、自主防災組織に対して防災資機材助成を導入している区が多いという状況に鑑みて、新宿区も導入したところです。そのほかの自主防災組織結成に当たってのインセンティブについては、現在は思い当たっていません。

**【部会長】**

これは意見になりますが、例えば、備蓄物資を提供するなどのインセンティブをつける、自主防災組織を結成した場合は区に届出をするなどの方向性としたほうが良いのではないかと思います。

**【委員】**

マンション自主防災組織への防災資機材の助成は、申請して助成を受けるのですか。

**【地域防災担当副参事】**

各自自主防災組織から申請していただき、区が選定した資機材の中から上限を20万円として選んでいただき、現物を支給するという仕組みです。

**【委員】**

マンション防災自主組織への防災資機材の助成件数の目標が、令和元年度は10件となっていますが、これは毎年度10件と考えているのでしょうか。

**【地域防災担当副参事】**

令和元年度は、まず10団体で目標設定しています。しかし、区として、自主防災組織の結成は、10団体にとどまらず進めていく必要があると考えていますので、今後の申請件数を考慮しながら、目標値については検討していこうと考えています。

**【委員】**

対象となるマンション自主防災組織は、何か条件があるのでしょうか。

**【地域防災担当副参事】**

この助成制度は、あくまでも中高層マンションへの助成としていますので、地階を除く5階建て以上、かつ住居する住戸が20戸以上の共同住宅という条件を設けています。また、支給した防災資機材等を活用して、支給を受けてから3年間防災訓練を実施すること、防災区民組織への登録を検討することも条件としています。

**【委員】**

先程、食品ロスの話がありましたが、自主防災組織をきちんと結成しているマンションなどに対して賞味期限が近くなった食糧を優先的に配布するようなことは考えられないでしょうか。

**【地域防災担当副参事】**

基本的な考えとして、自助の部分については、各家庭や事業者等が自助という形で賄っていただくことが原則です。

マンションに配布するとなれば、一定数食品ロスを防ぐことができるかと思いますが、本来自助で賄っていただくべきところに無料で配布するのは難しいと考えています。防災区民組織からも備蓄物資等をもらえないかという相談はありますが、防災区民組織に関しては活動助成

金という形で助成を実施していますので、その中で自助の部分は賄っていただいているところ  
です。そのため、食品ロスの観点から無料配布するという事は、考えていません。

**【部会長】**

ありがとうございます。

次に、経常事業についての質問をお願いします。

まず、私から質問をさせていただきます。経常事業358「職員防災住宅の維持管理」につい  
て、ブロック塀の調査を実施したが、実際に補修工事を行っていないので予算の執行率が  
17.3%であるという説明をいただきましたが、もう少し具体的に教えてください。

**【危機管理課長】**

行政の予算には、4月1日からの当初予算があり、その後、補正等がある場合は補正予算を計  
上をして、最終的に予算現額となります。平成30年6月の大阪北部地震を受けて、全てのブロ  
ック塀について点検を行い、危険な箇所については補修の必要があるので補正予算を組みまし  
た。点検については、優先順位を付けた上で保育園や学校等から実施しましたが、こちらにつ  
いては平成30年度中に補修工事まで至らなかったところです。

本事業の当初予算は、維持管理費として約500万円を計上していましたが、補正予算で約  
2000万円追加計上したため、予算現額が約2500万円となりましたが、その補正した約2000万円  
が執行できなかったために17.3%という執行率となっています。

**【部会長】**

ほかにいかがでしょうか。

**【委員】**

経常事業363「地域防災コミュニティの育成」についてです。新宿区防災サポーターの人数  
が32人で平成30年度の新規登録者が4人となっており、非常に少ないように感じますが、この  
うち防災士の資格を取得している方はいるのでしょうか。

**【地域防災担当副参事】**

現在、半分の16名が防災士の資格を持っています。

**【危機管理課長】**

防災サポーターについては、公費で防災士の資格を取得する費用を負担する制度を設けてい  
ます。

**【委員】**

防災サポーターの人数が増えれば、避難所の開設や運営など重要な場面での活躍が期待でき  
るのではないかと思います。防災サポーター登録に当たっては、もう少し何かのインセンティ  
ブがあると良いのではないのでしょうか。

**【地域防災担当副参事】**

防災サポーターの方と避難所を結びつけるということは、非常に重要であると同時に現在の  
課題であると認識しています。年2回、防災サポーター同士で集まっていただく会を開催して  
いますが、必ずしも、全ての方が避難所の防災訓練等に参加していただいている訳ではないと



というのが現状です。避難所の中で支援をしていただくということが防災サポーターの一つの役割でもありますので、その点については今後検討していきたいと思っています。

【部会長】

経常事業365「災害訓練等の実施」についての質問です。これは避難所開設・運営の訓練についての事業かと思います。避難所は、地域住民が開設し、行政ができるだけ早く避難所へ行き地域住民とともに運営を行うことになると思います。自治体によっては、地域住民が避難所を開設する際、例えば、学校の鍵の開け方がきちんと伝わっていない事例などがあると伺ったことがあります。新宿区においては、訓練を毎年実施しているので、避難所開設におけるそのような支障は生じないという理解で良いのでしょうか。

【地域防災担当副参事】

地区によっては、訓練の際に、代表世話人と避難所となる学校の校長と一緒に鍵の開け方の確認を毎回実施しているところもあります。また、避難所開設キットという形で避難所開設のマニュアルも作成していますので、避難所開設における支障が生じないよう、防災訓練の中で毎回確認をしています。

【危機管理課長】

各学校には、学校施設管理協力員が指定されており、学校の鍵を持っています。学校施設管理協力員は、震度5弱で学校へ来るということになっていますが、実際には来られない場合も想定されます。地域住民が避難してきた場合に、人命と学校施設とどちらが大事かと言えば、人命のほうが大事です。そのため、避難所運営管理協議会においては、非常の際には学校の門や窓ガラスを壊しても良いという話もしながら、訓練を行っています。

【部会長】

経常事業372「土木職員への救命技能（普通）訓練」については、訓練の実施を全職員に広げるという考えはないのでしょうか。

【危機管理課長】

土木職員については、このような形で事業を実施していますが、人材育成等担当課で新規採用職員や希望する職員を対象に救命技能講習を実施しています。

【部会長】

ほかによろしいでしょうか。

では、本日のヒアリングは以上とさせていただきます。

ありがとうございました。

(所管課退席)

【部会長】

では、本日の振り返り、整理をしたいと思います。

所管課とのヒアリングを受けて、この場で共有しておきたいご意見、ご感想があればお願い

します。

特にないようであれば、本日の部会は閉会とさせていただきます。

お疲れさまでした。

<閉会>